



平成 30 年度静岡県最低賃金の改正に係る異議申出状況 及び今後の予定について

静岡県最低賃金の改正に当たりましては、平成 30 年 8 月 7 日、静岡地方最低賃金審議会（会長 しのはらみつあき 篠原光秋、以下「審議会」といいます。）から、静岡労働局長（高森洋志）に対し、「静岡県最低賃金を現行の時間額 832 円から 26 円引き上げ、『時間額 858 円』とする」旨の答申を受けたことから、同年 8 月 7 日から 8 月 22 日までの間、最低賃金法の規定に基づき、静岡県最低賃金の改正決定に異議がある使用者又は労働者（これらの者の団体を含む。）からの異議申出を受け付けたところ、計 11 件の異議申出がありました。

このため、平成 30 年 8 月 23 日に審議会を開催し、異議の申出内容について意見を求めたところ、審議会から「本年 8 月 7 日付け答申どおり決定することが適当である」旨の答申がありました。

この答申を受けて、今後、静岡労働局長が静岡県最低賃金の改正を決定し、官報への公示が行われることで効力が発生することになりますが、具体的には 9 月 3 日付けで官報に公示する予定としているため、「本年 10 月 3 日から、改正された静岡県最低賃金（時間額 858 円）が適用される」こととなります（法定発効）。

改正された金額の対前年上昇率は 3.13% となり、現在の時間額表示のみとなった平成 14 年度以降、引上げ額、引上げ率ともに最大となります。

【参考：静岡県最低賃金額、前年引上げ率及び引上げ額の推移】

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度 (予定)
最低賃金額	749 円	765 円	783 円	807 円	832 円	858 円
対前年引上げ率	1.90%	2.14%	2.35%	3.07%	3.10%	3.13%
対前年引上げ額	14 円	16 円	18 円	24 円	25 円	26 円